

## 平成 30 年度事業計画(案)【船員保険事業】新旧対照表

新(平成 30 年度)	旧(平成 29 年度)
<p data-bbox="259 435 483 467">Ⅱ. 主な重点施策</p> <p data-bbox="241 485 524 517">(1) 基盤的保険者機能</p> <p data-bbox="241 534 689 566">① 保険給付等の業務の適正な実施</p> <ul data-bbox="259 584 1093 1046" style="list-style-type: none"> <li>・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの<u>支払いを正確かつ迅速に実施する。</u></li> <li>・ <u>不正の疑いのある事案については、実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。</u></li> <li>・ 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。</li> </ul> <p data-bbox="241 1112 633 1144">② 効果的なレセプト点検の推進</p> <ul data-bbox="259 1161 1093 1289" style="list-style-type: none"> <li>・ 東京支部との連携の下、<u>資格点検及び外傷点検を効率的に実施するとともに、点検効果額の引き上げを図るために内容点検業務の外部委託を実施する。</u></li> </ul>	<p data-bbox="1122 435 1290 467">Ⅱ. 重点事項</p> <p data-bbox="1122 584 1962 807">職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの<u>保険給付等を正確かつ迅速に支払う。</u>なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。</p> <p data-bbox="1122 873 1962 1046">下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。</p> <p data-bbox="1122 1161 1962 1335"><u>自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効果的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。</u></p>

- KPI :社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする  
(※)査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷船員保険の医療費総額

③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

- KPI :柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

④ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後 2 週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行う。
- ・ 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、文書等による催告などを通じて回収を促進する。

また、不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

- KPI :① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑤ サービス向上のための取組

- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- ・ 職務外給付は、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10 営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに発行する。(情報取得から送付までの平均日数:3 営業日以内)

- KPI :①サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ②保険証の 3 営業日以内の発行を 100%とする

加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。

職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10 営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。

申請書等の様式や記載要領等について、加入者等からみてわかりやすいものとなるよう、改善に努めるとともに、簡素化を図る。

⑥ 高額療養費制度の周知

- ・ 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図るとともに高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を80%以上とする

⑦ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

- ・ 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を実施し、その着実な支給を図る。

⑧ 被扶養者資格の再確認

- ・ 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

■ KPI : 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率を対前年度以上とする

高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図る。

高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

⑨ 福祉事業の着実な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上向上を図る。
- ・ 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療事業については外部委託機関と連携を図り、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- ・ 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直しの検討を行いつつ、利用者の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上向上を図る。

船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図るなど、事業の円滑かつ着実な実施に努める。

保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直し等を行いつつ、利用者数の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。

特に、旅行代理店の契約宿泊施設を活用した保養事業については、これまでの郵送に加え新たに船員保険部のホームページからも宿泊費の補助を受けるための申請が行えるようにするとともに、年度上限宿泊数を2泊から4泊に引き上げる。

(2)戦略的保険者機能

① データ分析に基づいた第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画の着実な実施

- ・ 第 1 期船員保険データヘルス計画(27 年度～29 年度)の結果を踏まえ、PDCAサイクルを強化するとともに、船員保険の健康課題である「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」及び「喫煙率の減少」を引き続き取組の柱とした第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画を着実に実施する。
- ・ データ分析に基づき確認できた健康課題については、効果的かつ効率的な取り組みを行うことにより、加入者の行動変容や健康意識の醸成に繋げていく。

加入者の健診結果データ及びレセプトデータ等の収集・分析による加入者の健康状態の特性の把握に努める。また、船員保険の健康課題であるメタボリスク保有率及び喫煙率の減少を目標として船員保険データヘルス計画を着実に実施するとともに、PDCAサイクルに則り、第2期の船員保険データヘルス計画を策定する。

加えて、加入者の疾病の予防や健康増進、さらには医療費の適正化を推進するため、以下の取組み等を総合的に推進する。

船員保険データヘルス計画について、加入者のメタボリスク保有率及び喫煙率の減少という目標の達成に向け、取組みを着実かつ効果的に実施する。

また、第二期特定健康診査実施計画を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図る。

加えて、健診データ及びレセプトデータの分析結果等を踏まえ、30 年度からの第二期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定する。

i) 特定健康診査等の推進

- ・ 健診受診率の向上のため、生活習慣病予防健診の個人負担無料化を実施する。
- ・ 船員保険被保険者の特性を踏まえ、前立腺がん検査をオプション検査項目として追加する。

・ 船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼について、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から健診データをスムーズに提供を受けられるよう必要な環境を整備する。

・ 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診の推進により、受診率の向上を図る。

■ KPI : ①生活習慣病予防健診受診率を 40%以上とする

特定健康診査の受診率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充、利用手続きの簡素化の取組を推進し、効果的な実施を図る。

生活習慣病予防健診の実施機関数の増加に努めるほか、GIS(地理情報システム)を活用した分析結果等に基づき、巡回健診の必要性の高い地域に優先的に健診車を配置するなど、受診者の利便性の向上を図る。

また、健診受診率及び満足度の向上を目的としたアンケート結果等を踏まえて、健診費用の自己負担の軽減及び検査項目の追加を検討する。

生活習慣病予防健診の未受診者及び船舶所有者に船員手帳健康証明書データの提出依頼を引き続き行うほか、船員手帳健診受診後、早期に提出いただく取組を推進する。また、船員手帳健診実施機関から直接健診データの提供を受けられるよう必要な環境整備を図る。

被扶養者に対する健診の実施に当たっては、特定健康診査に代えて生活習慣病予防健診の受診を可能とし、健診の利用促進を図る。

受診券の送付時に、特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を行う。併せて、被扶養者が多く居住してい

- ②船員手帳健康証明書データ取得率を 28%以上とする
- ③被扶養者の特定健診受診率を 20%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・平成 30 年度からの制度見直しを契機とし、「健診当日に初回面談の分割実施」等を最大限に活用し、実施率の向上を図る。
- KPI :①被保険者の特定保健指導実施率を 18%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導実施率を 12%以上とする

iii) 船舶所有者と協働した加入者の健康づくり

- ・船舶所有者単位の健康課題(血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等)を見える化した情報提供資料を用いて、自社船員の健康課題を認識していただき、併せて船舶所有者と協働した健康づくり事業をパイロット的に開始する。

iv) 加入者の健康増進等を図るための取組の推進

- ・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病等のリスクがある方に対して、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施する。

る市町村と協議のうえ、特定健康診査とがん検診の同時受診ができる機会を増やす。

なお、利用手続きを簡便化するため、健診等の案内とともに直接受診券を送付し、被扶養者については、その自宅(被保険者宅)へ直接送付する。

特定保健指導の実施に当たっては、保健指導の実施体制を拡充するほか、特定保健指導を全国的に実施する事業者を活用した事業所訪問による保健指導を更に推進し、特定保健指導利用者の拡大を図る。

健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状況について取りまとめた、いわゆる事業所カルテを活用して、健康づくり意識の醸成をめざした取組み(コラボヘルス)につなげる。

加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病のリスクがある方に対して、医療機関への受診勧奨、再検査・



<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>喫煙者に対しては、禁煙支援に関する情報提供を行うとともに、禁煙支援の具体的な方法について整理、検討する。</u></li>   <li>・ <u>船員の「こころの健康」を支援する取組の充実を図るため、メンタルヘルスに関する内容を加えた「出前健康講座」を開催する。</u></li>   <li>・ <u>若いうちからの健康意識の醸成を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣し、特別講義を開催するなどして、若年層のヘルスリテラシーの向上に努める。</u></li>   <li>・ <u>船員保険の健康づくり等の取組を広く発信するため、地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深める。</u></li> </ul>	<p><u>精密検査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨、禁煙支援に関する情報提供を行う。</u></p> <p><u>なお、船員手帳健康証明書データ提供者に対しては、健康づくりに関する情報提供等を行うことにより健康意識を高めるきっかけづくりになるよう努めていく。</u></p> <p><u>関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間におけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、船舶所有者等における、加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。</u></p> <p><u>船員教育機関の協力を得て、セミナー講師を船員養成校等に派遣し健康に関する特別講義を開催するなど、若年層に向けた健康づくりの啓発等を行い、若いうちからの健康意識の醸成を図る。</u></p> <p><u>地方自治体等が開催する海事イベント等に参加し、直接加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深め、船員保険の健康づくり等の取組みを広く発信する。</u></p>
---	---

## ② 情報提供・広報の充実

- ・ 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。
- ・ 平成 30 年 8 月に実施される 70 歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。

## ③ ジェネリック医薬品の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについては、年2回の通知を継続し、通知対象者の一層の拡大を図る。
  - KPI :ジェネリック医薬品使用割合を 76.2%以上とする

利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。

幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。

船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。

関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。

ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

平成 29 年 8 月及び平成 30 年 8 月に 2 段階で実施される、70 歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。

ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、通知対象者の一層の拡大を図った上で、年2回の通知を継続するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出いただく際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配付する。

<p>(3)組織体制の強化</p> <p>① 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価制度を確立する。</u></li> </ul> <p>② OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</u></li> <li>・ <u>戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討に着手する。</u></li> </ul>	<p><u>加えて、被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養者へ直接案内を送付する軽減額通知サービス等の機会を活用して効果的な広報を実施する。</u></p> <p><u>協会の理念の実現に向けて、組織目標を達成するための個人目標を設定し、日々の業務遂行を通じて目標達成できる仕組みとした人事評価制度を適切に運用するとともに、その評価を適正に処遇に反映することにより、実績や能力本位の人事を推進する。</u></p> <p><u>「OJT(On the Job Training)」「集合研修」「自己啓発」を効果的に組み合わせ新たな人材育成制度の定着を図る。</u></p> <p><u>「自ら育つ」という成長意欲を持ち、日々の業務遂行を通じて「現場で育てる」という組織風土を醸成する。</u></p> <p><u>また、役割定義を踏まえた職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行うための階層別研修を実施するとともに、重点的な分野を対象とした業務別研修を実施する。</u></p> <p><u>その他、オンライン研修の実施や通信教育講座の斡旋など多様な研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。</u></p>
---	---

<p>③ 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査を実施し、一者応札案件の減少に努める。</u></li> </ul> <p>④ コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>法令等規律の遵守(コンプライアンス)について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</u></li> </ul> <p>⑤ リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。</u>  <u>加えて、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。</u></li> </ul>	<p><u>引き続き、競争入札や全国一括入札、消耗品の web 発注を活用した適切な在庫管理等により、経費の節減に努める。</u></p> <p><u>調達や執行については、調達審査委員会のもと、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努める。</u></p> <p><u>法令等規律の遵守(コンプライアンス)については、内部・外部の通報制度を実施するとともに、研修等を通じて、その遵守を徹底する。また、個人情報保護や情報セキュリティについては、各種規程の遵守やアクセス権限、パスワードの適切な管理等を常時点検し、徹底する。</u></p> <p><u>リスク管理については、大規模自然災害が発生した場合であっても、協会事業の継続・早期の復旧を図るため、引き続き事業継続計画の整備を進める。</u></p> <p><u>また、自然災害以外のリスクも含め、事態が深刻化した場合に想定される被害が大きく、かつ協会に脆弱性のあるリスクを洗い出し、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を検討する。</u></p> <p><u>さらに、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施するなど、危機管理体制の整備を進める。</u></p>
---	---